障害者差別解消法 私たちにできること

平成28年4月からスタートした障害者差別解消法。ちょっとした配慮で助かる人がいます。
障がいを理由とする差別をなくし、みんなが住みやすいまちをつくっていきましょう。

問 福祉課 石田 TEL（742）1581 FAX1369

障がいのある人への差別をなくすために

障がいのある人への差別をなくすための基本的な事項や対応方法などについて定めた「障害者差別解消法」が、平成28年4月に施行されました。

この法律では、障がいのある人もない人も分け隔てられることなく、お互いに人格と個性を尊重し合いながら共に生きる社会の実現を目指しています。

法律では「不当な差別的取扱い」と「合理的配慮をしないこと」を禁止しています。どういうことが差別になるのかを正しく判断できる物差しを法律で定めることで、障がいを理由とする差別の解消を推進しています。

不当な差別的取扱い

例えば、正当な理由なく、障がいがあるということでサービスの提供を拒否したり制限したり、また障がいのない人にはない条件を付けることは、「不当な差別的取扱い」となります。

合理的配慮をしないこと

障がいのある人から、困っていることの解消や手助けを求められたとき、負担になり過ぎない範囲で解決に努めることを、「合理的配慮」といいます。また障がいのある人が困っていることに対し、その人の障がいに合った対応を行わないことは、差別に当たります。

誰もが暮らしやすい社会を目指して

障害者差別解消法は行政機関や民間事業者などを対象とした法律で、一般の人が個人的な関係で、障がいのある人と接するような場合などは対象にしていません。しかし、社会から差別をなくすためには、全ての人が、障がいへの理解を深めることが必要です。あなたの周りのちょっとしたことに「気づく」ことから始めてみましょう。

ご理解をお願いします

外見からは分かりにくい「障がい」には、発達障害（脳機能の発達に関連する生まれつきの障がい）や内部障害、精神障害などがあります。その中で、発達障害は、他者とコミュニケーションをとることや対人関係を作ることを苦手とした障がいです。

私たちにできる配慮として、次のようなことがあります。

・コミュニケーションをとる際には「ゆっくり」「短く」「具体的に」
・優先順位を明確に伝える
・一度に二つ以上の指示を出さない
・視覚的な情報を提示する
・肯定的（〜しましょう）と伝える

私たちにできること

障害者用駐車スペースに対象ではない人は車を止めない。

陳列棚などで手の届かない人を見かけたら代わりに取ってあげる。

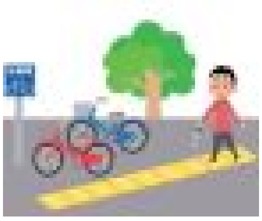

点字ブロックの上に自転車などの障害物を置かない。

真庭市では誰もが暮らしやすいまちづくりを目指しています

真庭市内の障害者就労支援施設と障害児通所支援事業所を紹介します。

地域で活躍しています

障害者就労支援施設では、食品や木工製品などを作って販売しています。

旭川荘真庭地域センター
真庭市湯原温泉442-1
TEL0867-62-7701
FAX0867-62-7702

木工製品など

コスモスワーク
真庭市五名10-1
TEL0866-52-9390
FAX0866-52-9390

食品、木工製品など

就労支援センターきんかえも 真庭支所 泉茶（せんちゃ）
真庭市久世2937-6
TEL0867-42-6776
FAX0867-42-6776

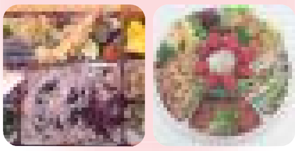

喫茶、弁当、オードブルなど

スカイハート灯（ともしび）
真庭市若代2887-1
TEL0867-46-2090
FAX0867-46-2090

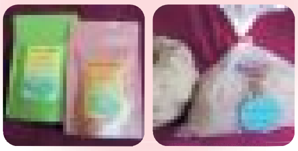

花苗、食品など

デイセンターまにわ
真庭市下市瀬653
TEL0867-52-2662
FAX0867-52-7372

食品、軽作業など

真庭いきいき会
真庭市上市瀬351-1
TEL0867-52-4747
FAX0867-52-4747

木工、手芸製品など

ワークスひるぜん
真庭市蒜山上長田2300-1
TEL0867-66-4822
FAX0867-66-7322

食品など

物品の購入などに関するお問い合わせは、各障害者就労支援施設へ直接お願いいたします。

『障がい福祉ガイドブック』

ご利用ください

障がいのある人およびそのご家族のために、手当や医療、福祉サービス、各種割引の制度などを紹介しています。それぞれの手続きのための窓口の紹介や必要な書類などが分かるようになっています。

福祉課または各振興局窓口で配布しています。

障がいのある児童の支援の場が増えています

～真庭市内の障害児通所支援事業所のサービス内容～

障害児通所支援とは？

障がいのある児童が、年齢や障がいの特性に応じた訓練を身近な地域で受ける支援です。サービスの利用には市が交付する「通所受給者証」が必要です。

旭川荘真庭地域センターさくら
真庭市湯原温泉442-1
TEL0867-62-7701
FAX0867-62-7702

児童発達支援事業
放課後等デイサービス
保育所等訪問支援

ピタゴラス放課後　真庭
真庭市久世2669-4（名越旅館南館）
TEL0867-45-7702
FAX0867-45-7702

放課後等デイサービス